



被災宅地復旧、耐震診断(精密診断)・耐震改修などの費用の一部を補助します

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町では、平成28年熊本地震で被災した宅地の復旧および被災した住宅の耐震改修や、新耐震基準を満たさない恐れのある住宅の耐震診断(精密診断)・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

被災宅地復旧補助金

- 募集期間 4月9日(月)～12月28日(金) (土・日曜日、祝日除く)
- 交付対象宅地 平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地 (民間企業や団体などの社宅や寮は除く)
- 交付対象工事(調査・設計を含む) 宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事(構造基準を満たすものへの変更を含む)
 - ・宅地のり面の復旧工事
 - ・宅地擁壁の復旧・補修工事(ブロック塀やフェンスは対象外)
 - ・宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
 - ・住宅基礎の傾斜修復工事(家屋の修理などは対象外)
- ※工事費が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外です。
- 補助金額 補助対象経費から50万円を控除した金額の3分の2以内(上限633万円)
 - 例) 工事費が350万円かかった場合 (350万円-50万円)×2/3=補助金額200万円

戸建木造住宅耐震診断事業補助金

- 募集期間 4月9日(月)～8月31日(金) (土・日曜日、祝日除く)
- 交付対象建築物
 - ・昭和56年5月31日以前に着工したもの
 - ・在来軸組工法(木造)で2階建て以下のもの
 - ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
 - ・所有者が町税を滞納していないもの など
- 補助金額 補助対象経費の3分の2以内(上限8万6千円)

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

- 募集期間 4月9日(月)～8月31日(金) (土・日曜日、祝日除く)
- 交付対象建築物
 - ・昭和56年5月31日以前に着工したもの、または平成28年熊本地震で被災したもの
 - ・在来軸組工法、枠組壁工法又は伝統的工法(木造)で3階建て以下のもの
 - ・戸建て住宅で現に居住中であるもの
 - ・所有者が町税を滞納していないもの など
- 交付対象事業・補助金額
 - ①耐震改修設計(耐震改修工事の計画策定) 補助対象経費の3分の2以内(上限20万円)
 - ②耐震改修工事(耐震改修工事・工事監理) 補助対象経費の2分の1以内(上限60万円)
 - ※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものが対象です。
 - ③建て替え工事 補助対象経費の23%以内(上限60万円)
 - ※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものと被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないものが対象です。
 - ④耐震シェルター工事 補助対象経費の2分の1以内(上限20万円)
 - ※交付対象建築物のうち、昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するものが対象です。
 - ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」「大規模半壊」に認定されたもの
 - イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
 - ※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり安全を確保するものです。



毎年1回はお口の健康チェック！ 歯科口腔検診で病気予防

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

日本人の死因第3位が肺炎ということをご存じですか。うち90%以上が高齢者で、その約70%が誤嚥性肺炎です。誤嚥を防ぐためには、お口の健康管理が重要です。また、歯周病は糖尿病や動脈硬化などの全身的な病気にもかかりやすくなります。この機会にお口の健康チェックをして、病気予防に努めませんか。

- 期間 4月～平成31年2月末
- 場所 町内の委託医療機関(要予約)
- 対象者 後期高齢者医療制度加入者
- 内容 歯と歯周の検診
- 申込方法 保険証と印鑑を持参し、健康・保険課か西部支所に申し込んでください。
- 費用 400円 (町助成額3,812円)

安心して医療を受ける お医者さんのかかり方

健康・保険課 国民健康保険係 ☎(232)4912

みんなが安心して医療を受けられるように「適正な受診」について考えてみませんか。

- かかりつけ医をもつ かかりつけ医を身近に見つけ、気になることがあったら早めに相談してください。
- 休日・夜間診療は医療費も高い 軽い症状は診療時間内に受診しましょう。休日や夜間診療は医療費も高くなります。
- ジェネリック医薬品を活用 先発医薬品よりも費用が安く済みます。利用について相談してみましょう。
- お薬手帳の活用 薬は飲み合わせて副作用が強く出ることがあります。お薬手帳を活用し、既に処方されている薬を伝えることが大切です。

申請はお済みですか

すまいの再建支援(自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成)

広報きくよう3月号で掲載した「すまいの再建支援」の事業のうち、自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成の2つの事業について、再建先に平成29年11月2日までに入居した人は、5月1日(火)が申請期限です。申請に必要な書類がありますので、期限に余裕をもってご相談ください。

- 申請期限 自宅を再建し、入居した日から6カ月以内(ただし、平成29年11月2日までに入居した場合は5月1日(火)まで)
- 受付場所 役場2階 中会議室
- 受付時間(平日のみ) 午前9時～午後5時(正午～午後1時は除く)
- 問い合わせ 熊本地震被災者生活再建対策室 ☎080(8594)4417

被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が延長されます

平成28年熊本地震で大きな被害を受けた世帯を対象とした、被災者生活再建支援金(基礎支援金)の申請期限が1年間延長されました。まだ申請がお済みでない場合は、期限内の申請をお願いします。

- 申請期限 平成31年5月13日(月) ※加算支援金も同日までです。
- 対象世帯(基礎支援金)
 - ・居住していた家屋が、全壊・大規模半壊の判定を受けた世帯
 - ・居住していた家屋が半壊の判定を受けて解体した世帯
- 問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎(232)4913